

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	公 布 日	平成21年3月6日	
条 例 番 号	平成21年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日	
所管部局課	雇用経済部雇用対策課	電 話 番 号	059-224-2461	
条例の概要	国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、緊急かつ一時的な雇用の機会を創出し、並びに求職者に対する生活及び就労に関する相談等並びに住宅の確保等の必要な支援を行うための三重県緊急雇用創出臨時特例基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基金化し、緊急かつ一時的な雇用の機会を創出することなどによる経済対策は、県民の生活向上のために重要な施策であり、また地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定により、基金の設置に当たっては条例で規定することが必要であることから、条例の目的は現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県経済発展のための緊急雇用創出事業を実施していくことは、今後も公的な関与を行っていくことが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例での規定が必要である。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無